

三番瀬再生計画案

第1章 再生の基本的な考え方

3 三番瀬の再生の概念（4）東京湾全体の自然再生に向けて（46頁）

三番瀬の面積は、約1,800ヘクタールに過ぎませんが、東京湾の再生にとって、三番瀬は非常に重要な位置を占めています。

再生計画口絵（三番瀬周辺図）

三番瀬の海域の範囲は、概ね、西は浦安護岸、北は市川市塩浜地先直立護岸及びふなばし三番瀬海浜公園、東は船橋航路東端、南は浦安護岸突端と茜浜突端を結ぶ干潮時の水深5m以浅で囲まれる範囲。

第2章 再生のために必要な項目

1 干潟・浅海域（4）アクションプラン（54頁）

三番瀬に近い浚渫地の埋め戻しなど、三番瀬から沖へのなだらかなつながりをつくるための改善と青潮の発生を抑制する努力を継続します。

条例要綱案（174頁）

東京湾とは、千葉県の洲崎と神奈川県の大磯を結ぶ線以北を想定した。この範囲は、海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針（平成12年農林水産・運輸・建設省告示第3号）及び水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）を参考にした。

第1章 再生の基本的な考え方

3 三番瀬の再生の概念

（4）東京湾全体の自然再生に向けて（46頁）

一方で、流域河川から東京湾に流れ込む汚濁負荷や浚渫地するなど、三番瀬が抱える多くの課題は千葉県の努力のみで解決することは不可能であり、東京湾を取り囲む1都2県、また東京湾に注ぐ河川の流域に位置する自治体および国の省庁が協力し、水行政の広域化を図って、東京湾全体の再生を図るための連携を強化する必要があります。

千葉県三番瀬再生計画（素案）

第5節 計画・交流区域

再生事業の実施について検討の対象とする区域を計画区域と定め、三番瀬の再生に密接につながり、広く連携・協力・交流を図る区域を交流区域と定めます。

1 計画区域（再生事業の実施について検討の対象とする区域）

（1）三番瀬（約1,800ヘクタール）及びその周辺の海域

（2）三番瀬に接する浦安市、市川市、船橋市及び習志野市の陸域（約181平方キロメートル）

三番瀬の範囲は、概ね、西は浦安市入船・日の出地先護岸、北は市川市塩浜地先護岸及び船橋市潮見町地先護岸、東は船橋航路東端、南は浦安市日の出地先護岸突端と習志野市茜浜地先護岸突端を結ぶ範囲です。

2 交流区域（広域的に連携・協力・交流を図る区域）

三番瀬の自然環境に影響を与え、その再生と密接につながりを持つ東京湾（館山市洲崎から三浦市大磯を結んだ線と陸岸で囲まれた海域。）や東京湾に流入する河川流域の区域を「交流区域」と位置付け、国、関係自治体等と連携・協力・交流を図りながら、三番瀬の再生を進めるとともに、東京湾全体の再生に向けた動きの輪を広げる区域とします。